

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等に基づく本学の方針について（第4版）

※これまでの方針からの主な変更点

- ・「6. 学生の大学構内への立ち入りについて」を更新しました。
- ・「7. 教員等の研究活動について」を更新しました。
- ・「8. 教職員への感染拡大防止策について」を更新しました。
- ・「11. 大学主催のイベント等について」を更新しました。
- ・「12. 大学附属施設等について」を追加しました。
- ・「13. 「新しい生活様式」の実践について」を更新しました。

令和2年4月7日、政府から新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が大阪府を含む7都道府県に発令されたことを踏まえ、大阪府より本学に対して施設の使用制限等が要請され、5月4日には緊急事態宣言の期限が5月31日まで延長されました。

5月14日に、政府において39県の緊急事態宣言が解除され、21日には大阪府・京都府・兵庫県の近畿3府県についても解除されました。

5月14日、大阪府において自粛要請・解除などの対策を段階的に実施するために策定された「大阪モデル」に基づき、本学を含む施設の使用制限が5月16日をもって大阪府が定める標準的対策を遵守することを条件に解除されました。

しかしながら、安全宣言が出されたわけではなく、第2波を防ぐため、決して気を緩めることはできない状況です。つきましては、5月中は各種活動を段階的に再開するための準備期間とし、これまでの対策を継続することとします。6月以降は、下記の通り、段階的に各種活動を再開しますが、密閉・密集・密接の3密を避け、十分な感染防止対策に努めることとします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に注視しながら、方針の見直しを行いますので、定期的に最新の情報をご確認ください。

今後、学生又は教職員に感染者が確認された場合は、二次感染、三次感染を防ぐため、すみやかに大学構内における課外活動及び研究活動を禁止し、教職員の出勤は最低限の人数としたうえで、保健所の指示及び助言のもと、感染症拡大防止に必要な対策を講じることとします。

1. 学生の海外渡航について

学生の海外渡航については、当面の期間、渡航不可とします。また、海外から帰国・入国した場合は、2週間自宅待機してください。

2. 教職員の海外渡航について

教職員の海外渡航については、当面の期間、以下のとおりとします。

- (1) 感染症危険レベル3の国・地域へは「渡航不可」。
- (2) 感染症危険レベル2の国・地域へは「原則として渡航不可」。

やむを得ない事情がある場合は、必ず渡航前に下記3の対応を行う旨の誓約書を各部局まで提出してください。

3. 学生及び教職員の海外からの帰国・入国について

・学生及び教職員が海外から帰国・入国される場合は、以下の対応をお願いします。

- (1) 帰国・入国後、2週間は、発熱や咳等の症状がないか必ず経過観察（体調と体温の記録）をしてください。
- (2) 2週間は入念に体調の観察を行うとともに、不要不急の外出は控え、自宅に滞在してください。
- (3) 発熱・咳等の症状が出た場合には、医療機関には直接行かず、大阪府相談窓口又は管轄の保健所に相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

4. 海外からの研究者受入れ・招へい等について

海外からの研究者の受入れ・招へい等については、事態が終息するまでは中止又は延期を要請します。

5. 授業、期末試験等への対応について

令和2年度前期授業期間を5月14日から8月24日までに変更し（医学部医学科、法学研究科法曹養成専攻、都市経営研究科・創造都市研究科は別途定めます。）、原則として、すべての授業（実験・実習のうち一部を除く）を遠隔で実施します。

6. 学生の大学構内への立ち入りについて

学生の大学構内への立ち入りについては、当面の期間、原則禁止とします。なお、卒論、修論、博論に関連する実験等のうち、この期間に中断することで重大な支障が生じるなどの事情がある場合（下記7.に該当するものを含む）は、特別に立ち入りを許可することがありますので、各学部・研究科に問い合わせしてください。その場合も、各研究科において、学生・院生への感染拡大防止策を十分講じた上で、滞在時間を最小限に抑えるとともに、学生の入構・出構等の記録を残してください。また、学生は必ず登校前に検温し、平熱であることを確認してください。

課外活動については、6月より段階的に再開することとし、大学施設の限定的な利用を認めます。大学施設の利用にあたっては、活動3日前までに代表者より「課外活動計画書」を学生課へ提出し許可を得るとともに、学生担当部長の定める遵守事項に留意してください。また、大学構内への入出校時にWEBシステムへ入力し、「課外活動報告」を学生課へ提出してください。（詳細は、別紙のとおり）

また、学術情報総合センターについても6月より段階的に再開することとし、感染拡大防止対策を講じたうえで、平日9時から19時において開館し、学生及び教職員に限り図書等の貸出及び資料の複写サービスを再開します。利用にあたってはセンター所長が定める遵守事項に留意してください。（詳細はセンターHPをご確認ください。）

学術情報総合センター <https://www.media.osaka-cu.ac.jp/>

また、保健管理センターでは日中はスタッフが待機していますので、学生及び教職員が急に体調を崩したりけがをした場合などは電話でご相談ください。

7. 教員等の研究活動について

教員等（研究員、学部生・大学院生含む）の研究活動に伴う大学施設内への立ち入りについては、5月31日まで原則禁止とし、6月より段階的に再開することとします。

まずは、6月1日から6月30日を「感染予防の管理強化期間」とし、大阪市立大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための研究活動に関する指針における「レベル2-制限（中程度）」とします。

在宅やオンラインでの研究活動を優先し、大学施設の利用が不可欠な実験研究等および国内出張等（学外の調査研究含む）については、感染拡大防止に関する留意事項を遵守の上、必要最小限の範囲で許可します。なお、大学施設を利用した研究活動を行うにあたっては、研究室等の入退室管理や教員等の健康状態の把握を徹底するなど、留意事項を遵守してください。（詳細は、別紙のとおり）

8. 教職員への感染拡大防止策について

- (1) 9.に該当する症状がある教職員は、原則自宅待機とする。
- (2) 公共交通機関を利用することによる感染を防止するために、時差出勤や在宅勤務を積極的に推奨するとともに、自家用車による通勤を認める。
- (3) 各種会議の開催については、必要性や出席者の見直しを行い、不要不急であるものについては中止するとともに、可能な範囲でメールや電話、TV会議などを活用する。
- (4) 出張は必要最小限に抑える。

9. 感染の可能性がある場合の対応について

次の症状がある方は、すみやかにかかりつけ医または新型コロナ受診相談センター（大阪府の場合は管轄の保健所）に電話相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

- A 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱、嗅覚・味覚障害等の強い症状のいずれかがある場合
- B 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- C 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

（参考）新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）

（大阪市保健所）TEL : 06-6647-0641 FAX : 06-6647-1029

（その他府内の保健所）以下ページの「保健所一覧」をご覧ください

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html>

10. 感染症患者と接触した可能性がある場合の対応について

自身や家族等が感染症患者と接触した場合や集団感染が発生した場所へ当該日時に滞在していたなど、少しでも感染症患者等と接触した不安がある場合は所属する学部・研究科へ連絡してください。

11. 大学主催のイベント等について

大学主催のイベント等の開催については、当面の間、参加人数に関わらず、オンライン開催を原則とします。学外者の参加が見込まれるイベント等で、オンライン開催で目的を達成できない場合は中止または延期とします。説明会・研修会など学内関係者のみが参加する集会については、以下の基準を目安としつつ、万全の感染防止対策を講じた上で実施を認めます。

- ・収容定員の半分以下の参加人数とする。
- ・人と人との距離を十分確保できること。(できるだけ2m)

また、学生及び教職員の学外イベントへの参加についても自粛を求めます。

12. 大学附属施設等について

大学附属施設等についても、大阪府が定める標準的対策を遵守し、6月から段階的に再開します。詳細については、準備がととのい次第、各施設HP等によりご案内いたします。

- ・学術情報総合センター <https://www.media.osaka-cu.ac.jp/>
- ・保健管理センター 安全衛生管理室よりご案内します。
- ・田中記念館、高原記念館 管理課よりご案内します。
- ・文化交流センター 社会連携課よりご案内します。
- ・理学部附属植物園 <https://www.sci.osaka-cu.ac.jp/biol/botan/>
- ・生活協同組合（食堂、購買、書籍等） <https://osaka-cu.hanshin.coop/>

13. 「新しい生活様式」の実践について

学生及び教職員は、これまでに引き続き、「新しい生活様式」を実践し、感染防止に注意を払って生活してください。

(1) 日常生活を営む上での基本的感染対策

- ✓ 毎朝の検温
37℃以上の場合は外出せず自宅で療養する。
- ✓ こまめに手洗い・手指消毒・うがい
手洗いは30秒以上かけて正しい方法で行う。
外出時は消毒液等を携帯する。
うがいが難しい場合は口のど殺菌スプレーやこまめな水分補給を行う。
- ✓ マスク着用
- ✓ こまめに部屋を換気
- ✓ 買い物などではキャッシュレス決済を利用する。

(2) 3つの密（密閉・密集・密接）の回避

- ✓ 人との距離をできるだけ2 m（最低1 m）空ける。
 - ✓ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ✓ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
 - ✓ 友人や同僚等との飲食、宴会等を自粛する。
 - ✓ カラオケ店、ゲームセンター、パチンコ店など換気が悪く、人の密集する施設への立ち入りを自粛する。
 - ✓ 映画館、ライブハウス、スポーツジムなど密閉された施設への立ち入りを自粛する。
- (3) 移動に関する感染対策
- ✓ 旅行や帰省など、府県をまたいだ移動を避ける。
 - ✓ 発症したときのため、いつ誰とどこで会ったかをメモする。
 - ✓ 公共交通機関の利用をなるべく控える。
利用する場合は、必ずマスクを着用し、手で顔を触らないようにし、利用には手洗い・手指消毒・うがいを徹底する。
- (4) 「大阪コロナ追跡システム」の利用
- ✓ 不特定多数の人が集まる施設等を利用する場合は、大阪府が提供する「大阪コロナ追跡システム」によりメールアドレスを登録する。

14. その他

・中国の方などに対する誹謗中傷や根拠のないデマがSNS等で広がっていると報道されています。本学には中国や韓国からの留学生も多く、学生・教職員の皆さまには、感染者や外国人、医療関係者等への人権侵害につながることをないよう、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いいたします。また、学内で仮にそのような事象等が見受けられた場合には、所属する学部・研究科にご連絡いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ先

- ・学生の方… 所属する学部・研究科 <https://www.osaka-cu.ac.jp/ja/contact>
(留学生の方) 国際センター TEL：06-6605-3454
- ・教職員の方 … 所属する学部・研究科・課等
- ・新型コロナウイルス感染症についての健康相談窓口
… 大阪府相談窓口 TEL：06-6944-8197【専用回線】
FAX：06-6944-7579

●参考情報

- ・外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・首相官邸ホームページ
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
- ・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- 在中国日本大使館ホームページ

https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- 国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

- 大阪府庁ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

課外活動の段階的再開について

【大前提】

国および大阪府の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の延長により、長期にわたって外出自粛要請や人との接触機会の回避が要請されました。一定の成果が見られるとの判断の下、5月15日に大阪府は外出自粛要請や休業要請を段階的に解除するとの方針を示しました。本学では、原則として5月31日まで学生の構内立入を禁止し、これに伴って課外活動も禁止するとの対応をしてきましたが、大阪府の段階的自粛解除方針を受けて、新型コロナウイルスの感染再拡大の防止に十分な注意を払いながら、本学の課外活動を慎重かつ段階的に再開することとします。

その第一段階として、6月1日より、大学施設の限定的な利用を認める自主活動期間を設定し、一定の施設利用ルールの下に、クラブ・サークル等の部員の自主的な課外活動を認めることとします。

【自主活動期間】

2020年6月1日～6月30日

(ただし、国や自治体の要請等により変更する可能性あり)

【活動再開のルール】

- ・個人の健康状態の徹底管理
- ・利用施設の衛生状況の徹底管理
- ・密閉空間、密集場所、密接場面の「すべての密」の徹底排除
- ・学生課と各課外活動団体による上記項目の徹底管理

活動計画、活動記録、問診アンケート等を、MS formsを活用して管理する。

- ・事前に活動計画書を提出し、許可を得た活動に対してのみ制限的な活動を許可する。

(別紙「学生向け通知案」を参照)

以上

2020年（令和2年）5月25日

各課外活動団体代表者 様

学生担当部長

課外活動(自主活動期間における施設使用)の新型コロナウイルス感染防止対策について

私たちは、感染力の極めて高い新型コロナウイルスから人命を守るため、数ヶ月にわたって自由な行動を律してきました。ようやく、感染拡大に一定の歯止めがかかり、少しずつ日常生活に向けた取り組みが始められるようになってきました。しかし、再び感染拡大に転じることのないように、個々人の行動には十分な配慮が求められます。

本学におきましては、新型コロナウイルスの感染再拡大の防止に十分な注意を払いながら、本学の課外活動を慎重かつ段階的に再開することとし、その第一段階として、6月1日より、大学施設の制限的な利用を認める自主活動期間を設定することとします。遵守事項を守っていないと判断した団体は、即刻活動の停止を命じるとともに、今後の活動を許可しないこととします。各団体におかれましては、遵守事項を理解のうえ、個々の部員の意見を尊重した参加を前提とした自主活動（練習）を行っても良いものとします。

記

< 対象期間 > 2020年6月1日～6月30日
(ただし国や自治体の要請等により変更する可能性あり)

< 課外活動責任者 >

顧問教員（管理責任者：未定の場合は、学生担当部長が代理を務める）
学生代表（実施責任者）

- ・実施責任者である学生代表は、活動実施にあたり、以下の自主活動許可ルールを部員に周知徹底させなければならない。
- ・管理責任者である顧問教員は、実施責任者である学生代表を適切に指導し、管理監督しなければならない。

< 遵守事項（自主活動許可ルール） >

■健康・衛生面の徹底管理

- ① 活動前の検温（37℃以上の場合は活動を控える）
- ② 手洗い・うがいの励行（帰宅時も含む）
口腔消毒液もうがいに変わる効果があります。
- ③ マスクの着用（自宅からの移動中も含む）
- ④ 活動計画・報告の作成と保管（別紙1、4）

参加者名と活動内容、活動開始時刻・終了時刻の記録など

- ⑤ 大学構内への入出校時の WEB システム（=部活くん）入力（別紙2）
- ⑥ 道具・備品の共有の基本禁止（やむをえない場合は除菌をすること）
- ⑦ ボールなどの活動上必要な共有は直接の接触を避けるなどの対策が必要

■密閉空間、密集場所、密接場面の「すべての密」を排除する対策を施す

- ① 常時、窓や扉を開けておくなどの換気の励行
- ② 最少人数での活動（使用可能施設ごとの人数については別紙3参照）
- ③ 対人距離2メートル以上の確保（運動時にはより広範囲に飛沫等が及ぶ可能性を考慮し、接触を伴うような練習は厳に慎むこと）

■活動計画と報告について

- ① 学生代表は活動の3日前（土日除く）までに活動計画（別紙1）を学生課に提出し、許可を得た自主的活動のみ実施することができる。
- ② 学生代表は、あらゆる自主的活動の内容を把握すること
- ③ 各部員は、事前に自主活動の内容（活動時間を含む）を学生代表に報告すること
- ④ 1活動あたりの施設の利用は、最大2時間とする
（準備片付け時間を含めて入構は3時間以内）
- ⑤ 学生代表は、活動の翌日までに学生課に活動報告（別紙4）を提出すること
- ⑥ 必要な活動のみとし、活動終了後は速やかに帰宅すること

■活動場所別の遵守事項（※具体的な施設については別紙3参照）

1. 部室（BOX）の利用について（活動時間：9時～16時）

- ① 原則、利用禁止
- ② 荷物の運搬などは、基本1名ごとの入室とする
- ③ 複数人での活動が不可避な場合には、教室等の他の学内施設を利用する
- ④ 部室外の施設での利用ができない場合は、以下の点を全て確保した上での活動のみ許可する
 - ・対人距離2メートルの確保
 - ・活動時は窓や扉を開放し換気を確保
 - ・手洗い・うがいの励行と入退室時の共有器具の殺菌

2. 屋外における課外活動（学内施設活動時間：9時～16時）

- ① 使用許可施設では基本1団体のみの活動とする
- ② 共用施設（更衣室・シャワー室）は、同時使用を5人までとする

3. 屋内における課外活動（学内施設活動時間：9時～16時）

- ① 部会、ミーティング等についてはSNS、WEB会議システム等を活用すること
 - ② 以下の点を全て確保した上での活動のみ許可する
 - ・対人距離2メートルの確保
 - ・活動時は窓や扉を開放し換気を確保
 - ・手洗い・うがいの励行と入退室時の共有器具の殺菌
- ※トレーニングルーム・合宿所の使用は不可

■新歓活動について

- ① 新入生との対面（同空間）での新歓活動は禁止とする。SNS、WEB会議システム等を活用すること
- ※Web Class 上でオンライン新歓の周知をすることができます、詳細は学生課まで問い合わせてください。
- ② 入部手続きや入部を前提とした見学（新入生からの要望があった場合）については、対人距離を確保した上で最低人数での活動についてのみ許可する

< その他 >

- ①マスク、アルコール消毒剤については各自（各団体）にて確保に努めること
- ②活動前（自宅で）に各自で検温し、37℃以上の熱がある場合は活動を控えること（活動を始める3時間以内に検温すること）
- ③息苦しさ（呼吸困難）や、強いだるさ（倦怠感）、味覚・嗅覚異常を感じる場合は活動を控え、必要に応じて各自治体の相談窓口にお問い合わせすること
- ④来学時は、引き続き、可能な限り公共交通機関の利用を避けること。利用が不可欠な場合には、混雑時を避け、接触感染防止に配慮する等の細心の注意をはらうこと
- ⑤自主活動（練習）という観点から、外部指導者からの指導は、電話やメール、WEB会議システムを活用すること
- ⑥イベントの開催・参加や、対外試合、遠征については原則許可しない
- ⑦宿泊を伴う活動についても許可しない

< 本件に関する問合せ先 >

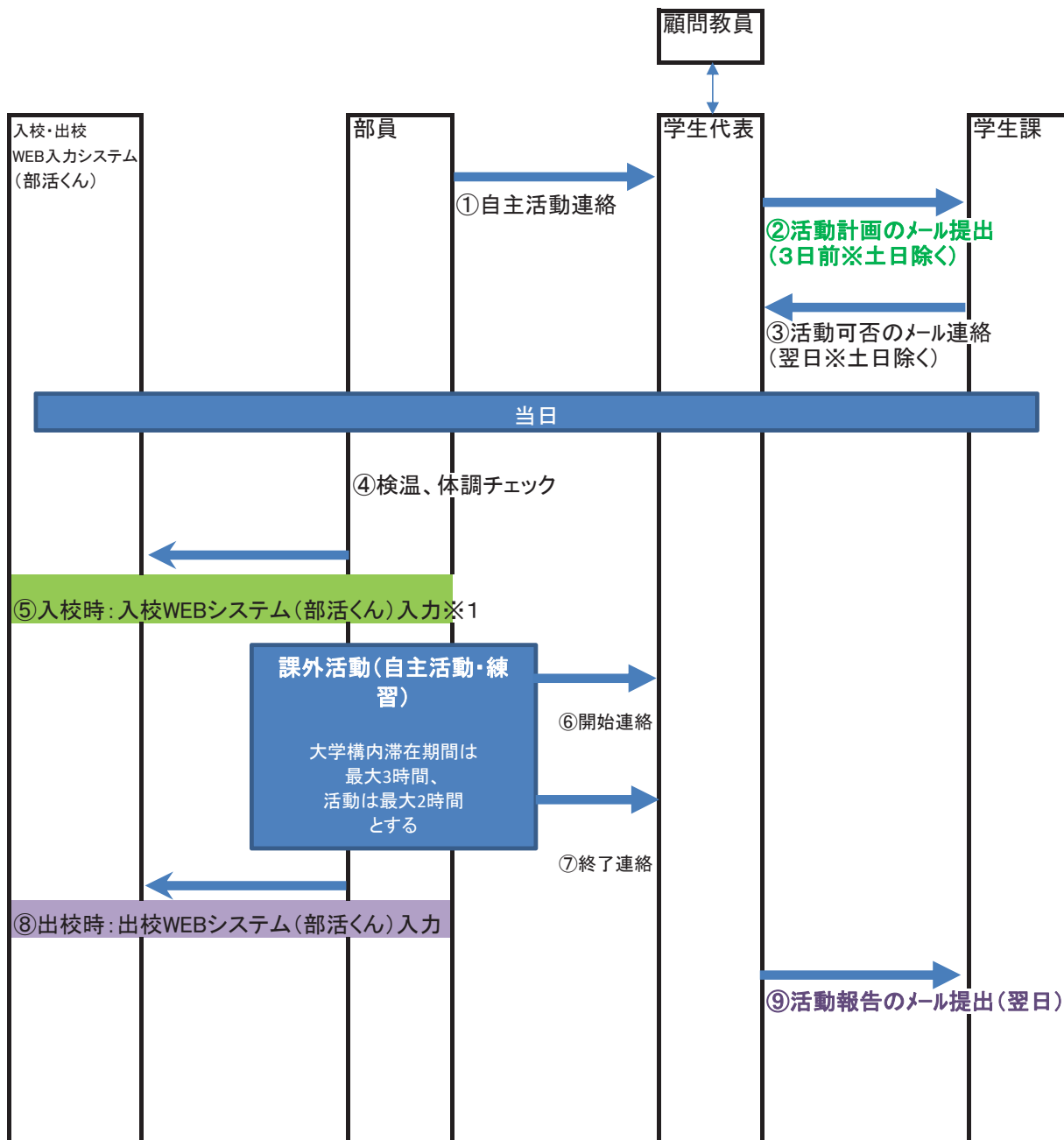
件名を【自主活動問合せ】とし、下記メールアドレスまで問い合わせてください。
学生課 課外活動担当 kousei@ado.osaka-cu.ac.jp

自分のため、仲間のために、1人ひとりが「感染しない」「感染させない」という強い意識をもって行動してください。

以上

(参考) 自主活動期間における課外活動実施の流れ

★事前に使用予約が必要な施設については、所定の申込を実施していること



※1 検温は活動3時間以内で検温してください。

(別紙1)

課外活動計画書

報告日: _____

- ・活動3日前(土日除く)までに各団体の代表者が学生課(kousei@ado.osaka-cu.ac.jp)へメールして下さい。
- ・活動の可否について、学生課より代表者へ連絡しますので、必ず確認して下さい。

下記内容を確認したら、□にチェックして下さい。

- 参加者に遵守事項の徹底について周知した
- 参加者各人の意見を尊重した上での活動である(強制参加ではない)

団体名			
責任者 (代表者)	連絡先	電話	
		メール	
活動日			
開始予定時刻		終了予定時刻	
活動場所			
活動内容 (具体的に)			
感染対策への 取り組み内容			

参加者名簿(学籍番号を記載)

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

(別紙2)

自主活動期間における課外活動を大学構内で行うときの

入校・出校時 WEB システム(部^ぶ活^{かつ}くん)入力について

6月1日からの段階的活動再開に際し、学生ひとりひとりが、大学構内に入校（開始）・出校（終了）する時に下記 QR コードよりログインして、毎回入力してください。
本館、旧教養正門に QR コードを設置します。入力漏れの無いようにしてください。
活動については、各団体の学生代表より活動計画書および活動報告書をメールで提出していただきます。各人が遵守できない場合、今後の活動を許可しないこととします。

【WEB システムへの入力方法】

1. 下記 URL または QR コードより、マイクロソフト forms へログインしてください。

※ログインの際のアカウント：OCU メールアドレス

パスワード：全学認証パスワード(UNIPA 等へのログイン時のもの)

2. それぞれの質問に回答して、最後に「送信」ボタンをクリックしていただくと、画面が遷移して「ありがとうございました。」が表示されれば登録完了です。

※「自分の回答についての確認メールを受け取る」にチェックを必ず入れてください。

OCU メールアドレス宛に記録確認メールが届きますので、削除することなく保管しておいてください。

入校時(開始時)の入力フォーム



<https://bit.ly/2TgxIUk>

出校時(終了時)の入力フォーム



<https://bit.ly/2ZdtVLp>

スマホ画面イメージ

日本語

【部活くん (入校)】
市大：課外活動 入校 (開始) 時
WEB入力システム

さん、このフォームを送信すると、所有者にあ
なたの名前とメールアドレスが表示されます。

* 必須

1. 課外活動の段階的再開についての遵守
事項 (自主活動認可ルール) を確認して
いますか *

はい

2. 本日の活動について、団体責任者に連
絡のうえ、学生課から許可されていま
すか *

はい

日本語

【部活くん (出校)】
市大：課外活動 出校 (終了) 時
WEB入力システム

さん、このフォームを送信すると、所有者にあ
なたの名前とメールアドレスが表示されます。

* 必須

1. 遵守事項を遵守しましたか *

はい

2. 体調不良はありませんか *

体調不良は感じない

体調不良を感じる (体調の改善が
みられない場合は、各自治体の相
談窓口ご連絡してください。)

(別紙3)

課外活動の使用可能施設（段階的再開）

- ・1活動あたり最大2時間(構内滞在時間は最長3時間)とする
- ・活動期間中は、常時、扉や窓を開放し換気に努めること
- ・活動終了後の施錠を徹底すること
- ・同時使用人数を厳守し、対人距離2メートルを確保すること(収容定員の1/2以下となるよう設定)
- ・体育系活動および音楽系活動において、マスク着用が負担となる場合は対人距離を確保すること

地区	施設名		同時使用人数	備考
本館地区	第2学生ホール	トネリコ(1F)	20名	自由使用は当面禁止
		会議室2A	20名	
		会議室2B①	8名	
		会議室2B②	8名	
		会議室2C	10名	
		共同談話室	10名	
	スポーツハウス	ミーティングルーム	10名	
		男子更衣室	5名	各自で使用人数を確認すること
		女子更衣室	5名	各自で使用人数を確認すること
	グラウンドハウス	男子更衣室	5名	各自で使用人数を確認すること
		女子更衣室	5名	各自で使用人数を確認すること
	硬式野球場		20名	
	軟式野球場	軟式野球場	20名	複数団体でシェアする際は20名×2団体
		ハンドボールコート	20名	
	洋弓場		10名	
	和弓場		10名	
	馬場		10名	
	陸上競技場	トラック	20名	
		フィールド	20名	複数団体でシェアする際は20名×2団体
	第11合同部室	第3音楽練習室A	5名	音量に注意すること(アンプ使用禁止)
第3音楽練習室B		5名	音量に注意すること(アンプ使用禁止)	
第9音楽練習室		5名	音量に注意すること(アンプ使用禁止)	
第10音楽練習室		5名	音量に注意すること(アンプ使用禁止)	
第11音楽練習室		5名	音量に注意すること(アンプ使用禁止)	
テニスコート		10名		
教室		10名	土日のみ使用可能(9時～17時)	
旧教養地区	第1学生ホール	会議室1A	10名	
		会議室1B	8名	
		会議室1C	8名	
		オアシス	10名	
	第4音楽練習室(大音練)		10名	音量に注意し、それぞれの楽器に応じた飛沫防止対策をとること
テニスコート	6面テニスコート	30名	1面あたり5名	
教室		10名	土日のみ使用可能(9時～17時)	
その他大学施設	桜ノ宮艇庫		5名	

上表以外の学内施設(屋外に限る)での自主活動許可については、活動計画書に具体的な場所を明記すること
 同時使用人数は最大20名となる
 医学部施設については、医学部学務課に事前に問い合わせること

(別紙4)

課外活動報告書

報告日: _____

- ・活動の翌日までに各団体の代表者が学生課(kousei@ado.osaka-cu.ac.jp)までメールして下さい。
- ・各団体にて保管すること

下記、確認したら□にチェックして下さい。

参加者各自が遵守事項を確認の上、遵守事項を徹底した。

団体名			
責任者 (代表者)		連絡先	電話 メール
活動日			
活動開始時刻		活動終了時刻	
活動場所			
活動内容 (具体的に)			
感染対策への 取り組み内容			

参加者名簿(学籍番号を記載)

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

Q & A

施設について

■「段階的課外活動中の使用施設」以外の施設での活動再開はいつでしょうか

⇒一覧及び部室(倉庫含む)以外の施設〔学外施設(艇庫除く)、学生合宿所、トレーニングルーム、体育館、武道場、卓球場、第1音楽練習室(小音練)、第3音楽練習室(ウエスタン音練)など〕の使用開始時期は現在未定です。

■トレーニングルームの施設使用期間が5月末までです

⇒使用開始時期は未定ですが、今年度の申請(令和2年6月～令和3年5月)までの受け付けは、別途案内します。

■活動開始及び終了時の部室への荷物の搬出入は、9時～16時で行うべきでしょうか

⇒施設(部室含む)の使用は9時からが原則です。終了時は荷物の搬入のみ17時までとします。※部室内での活動については16時退室を厳守してください。

■更衣室の利用の時の使用方法と人数制限について

⇒入室時は必ず室内の使用人数を確認してください。入室が6人目以降となる場合は更衣室前で退室を待ってください。各利用者は最短時間での利用を心がけてください。また、入退室時は必ず設置の消毒液を利用してください。

■体育館の次回の使用者会議の予定はいつでしょうか

⇒体育館(武道場・卓球場を除く)の利用については、教育推進課教務担当(tk-jikan@ado.osaka-cu.ac.jp)にお問い合わせください。

■阿倍野の施設を使用したいのですが

⇒医学部学務課にお問い合わせください。各報告書は学生課より学務課へ通知します。※活動の許可は学務課より連絡します

■今回、使用可能施設一覧にない施設の使用開始時期はいつ頃からですか

⇒6月中旬開始を目標に、追加使用可能施設については再度検討予定です。

健康・衛生面について

■自宅に体温計がありません

⇒今後の継続した体調管理のためにも、まずはご自身で準備をしてください。どうしてもそれができない場合は大学への入校・出校時に学生課(平日9時～17時)で体温計を借りて検温してください。 **土日に検温していない場合は、入校を認めません。**

■入校、出校時のシステム送信ができませんでした

⇒学生課宛てにメール(kousei@ado.osaka-cu.ac.jp)にて報告してください。

■ マスクを忘れたときは、入校できないのでしょうか

⇒感染予防の観点から、常時マスク着用を要求します。万が一、マスクを忘れた際は平日であれば学生課まで来てください。**土日についてはマスク忘れの場合は入校を認めません。**

■ 消毒液はありますか

⇒守衛室(本館地区・旧教養地区)、男女更衣室、第4音楽練習室(大音練)、第1学生ホール 2F、第2学生ホール 1F・2F、第11合同部室 1F、共通研究棟 1Fに手の除菌用に消毒液を配置しています。

活動計画報告書・活動報告書について

■ 活動予定報告書の活動許可はいつ連絡がきますか

⇒翌日(土・日除く)に回答します。

■ 報告する代表者は部長(キャプテン)のみでしょうか

⇒団体内の役員からの学生課への報告は可能です。ただし、必ず代表者と内容を共有してください。

■ 単独で行う活動(BOX 利用など)でも提出が必要ですか

⇒各報告書の提出が必要です。

活動について

■ 通常通りの活動再開(活動時間の延長等)はいつからでしょうか

⇒段階的に活動再開を検討していますが、現在未定です。

■ 部員数が多く、施設使用人数内では活動できません

⇒各部員の活動時間(2時間以内)を厳守し、ローテーション等で人数調整を行ってください。その場合、各報告書は、各部員の活動時間がわかるように記入してください。

■ 使用可能施設以外での学内での屋外活動は可能でしょうか(ピロティなど)

⇒活動計画報告書により活動の許可を判断します。また、学内の異なる場所で各制限人数内の活動を希望する場合も活動計画報告書により活動の許可を判断します。

■ 競技上接触プレーがあるのですが

⇒遵守事項が基本です。練習メニューの調整をお願いします。

■備品(ボール等)は素手で共有します

⇒手袋等の使用の検討や練習メニューの調整をして下さい。難しい場合は、前後の手洗いを徹底してください。

■部室の利用内容について

⇒課外活動以外(オンライン授業の受講など)での立ち入りは許可しません。また、具体的な活動がない場合(コミュニケーションの場としての活用など)での部室の利用も同様に許可しません。オンライン会議などを活用してください。

■学食の利用時間も学内滞在時間(3時間まで)に入りますか

⇒入ります。活動時間と調整して利用してください。

※6/1以降の生協利用時間:(本館地区のみ営業)

各種許可申請について

■5月中に事前申請が必要な依頼があります。各種依頼は学生課窓口での申請でしょうか

⇒題名を【依頼申請】とし、学生課課外活動団体担当あてにメールにて申請及び問い合わせをしてください。(学生課:kousei@ado.osaka-cu.ac.jp)

■長期車両入構申請を行っている、または新たに短期車両入構申請を行いたいのですが

⇒長期車両入構(4月～6月利用分)申請済みの依頼は、6/1より学生課にて許可証を配布します。また、短期車両申請はメールでの受付を可とします。今月中に別途案内します。

問合せ先

□この件に関する問い合わせは、件名を【自主活動問合せ】とし、下記メールアドレスまで問い合わせてください。

学生課 課外活動担当 kousei@ado.osaka-cu.ac.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した研究活動の段階的再開について

研究担当副学長

【研究活動再開の考え方】

政府の緊急事態宣言および大阪府の緊急事態措置による「外出自粛の要請」や「施設の使用制限の要請等」により、教員等（研究員、学部生・大学院生含む）の研究活動に伴う大学施設内への立ち入りについては5月31日まで原則禁止としてきました。

このたび、大阪府においては緊急事態措置の内容が改正され、大学に対する施設の使用制限の要請等は感染防止対策を遵守することを条件に解除されたところです。

本学においては、「新型コロナウイルス感染拡大防止」に努めてきたところですが、教員等（研究員、学部生・大学院生含む）の研究活動再開にあたっては、研究室等の入退出の管理や教員等の健康状態の把握など、更なる感染の拡大防止等に最大限の注意を払いながら、段階的に再開することとします。

なお、再開にあたっては、大阪市立大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための研究活動に関する指針（5月末策定）を定めることとしており、指針に基づいた対応を行います。

まずは、6月1日から6月30日を「感染予防の管理強化期間」として「活動再開のルール」を設定し、遵守徹底を図ることとします。

【感染予防の管理強化期間】

2020年6月1日～6月30日（ただし、国や自治体の要請等により変更する可能性あり）

【活動再開のルール】

大阪市立大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための研究活動に関する指針における、「レベル2－制限（中程度）」としての活動を再開します。

- ・ 研究室等の入退出管理と責任者の明確化
- ・ 感染防止策の徹底（3密状態の回避）
- ・ 利用施設等の衛生管理と滞在時間の縮減
- ・ 教員等（研究員、学部生・大学院生含む）の健康状態の管理
- ・ 研究活動等に伴う移動等の配慮

研究活動の制限： 「レベル2－制限（中程度）」（案）

研究活動のあり方（概要）

在宅やオンラインでの研究活動を優先し、大学施設の利用が不可欠な実験研究等および国内出張等（学外の調査研究等を含む）については、感染拡大防止に関する留意事項を遵守の上、必要最小限の範囲で許可する。海外出張については、原則禁止とする。

研究活動の留意事項（詳細）

教員等（研究員、学部生・大学院生含む）が大学施設を利用した研究活動を行うにあたっては、下記の留意事項を遵守して行うこと

(1) 研究室等の大学施設への入退出管理

- ・ 管理責任者（各研究科長等）のもとに、研究実施単位（研究室等）毎に実施責任者（教員）を定め、WEB 管理システム（後日詳細を示す）により、学生を含む施設使用者全員の入退室管理および健康管理を徹底すること
- ・ 研究室等における学生・教員等の入退室に関しては、研究室毎にルールを定め、可能な限り分散利用を行うこと
- ・ 都市研究プラザ、人工光合成研究センター、複合先端研究機構等の学内研究施設および分析センター、工作技術センター等の共用施設の利用についても上記に準じた管理を行うこと
- ・ 本学に所属しない学外研究者・学生等が本学施設を利用する場合、利用施設の管理責任者および実施責任者において、別途、入退室管理および健康管理を行うこと
- ・ 学術情報総合センターの利用については、同センターが別途定めるルールに従い、必要最小限の範囲で利用を認める

(2) 感染防止策の徹底（3密状態の回避）

- ・ 研究室活動におけるミーティング等については、短時間の打合せ等を除き、原則として遠隔で行うこと
- ・ 人と人の距離を2m以上確保し、マスクの着用、手洗い・うがい・アルコール消毒の励行すること

- ・ 部屋の換気を十分に行い、滞在時間・滞在人数も、研究室単位でルールを定め、必要最小限に留めること
(目安：1人あたり4㎡程度以上確保する(例：20㎡の部屋に5人程度まで))
 - ・ 施設利用者の健康状態(出勤前の検温、体調観察[呼吸困難、倦怠感、味覚・嗅覚異常]など)を把握すること(健康状態に異変がある場合は自宅待機とし、来学後に異変がある場合は、責任者に連絡をとり指示を仰ぐこと)
 - ・ 研究室において、複数による食事は避け、オープンなスペースで行うこと
- (3) 利用施設等の衛生管理と滞在時間の縮減
- ・ 実験機器等の共用機器に関しては、使用前後で消毒を行うこと
 - ・ 大学施設の利用および継続する滞在時間は、必要最小限に留めること
- (4) 教員等(研究者、学部生・大学院生含む)の健康状態の管理
- ・ 施設利用者の健康状態(出勤前の検温、体調観察[呼吸困難、倦怠感、味覚・嗅覚異常]など)を把握し、上記WEB管理システムへ反映させること(健康状態に異変がある場合は自宅待機とし、来学後に異変がある場合は、責任者に連絡をとり指示を仰ぐこと)
 - ・ 万一感染者が出た場合は、研究科長を通じて、所定の方式により、速やかに企画総務課、研究支援課に報告すること
- (5) 研究活動等に伴う移動等の配慮
- ・ 国外出張は原則禁止とする
 - ・ 国内出張(学外での調査研究等を含む)は必要最小限とし、研究科長に届け出ること
 - ・ 通勤・通学、出張(学外での調査研究等を含む)に伴う移動には、できるだけ公共交通機関の利用を避け、利用する場合も混雑時を避けるなど、万全の感染防止策に努めること。
(公共交通機関による長距離・長時間の移動はできるだけ避けること)

以上

大阪市立大学における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究活動に関する指針

レベル		総合		研究活動の留意事項（詳細）	
0	制限なし	感染防止に留意しながら、通常通りの研究活動を行う事ができます。	政府の専門家会議による【「新しい生活様式」の実践例】を取り入れた研究活動とすること		
1	制限 一 小	研究活動は続行できますが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ（研究室関係者）は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅で作業することを検討する必要があります。	<p>教員等（研究員、学部生・大学院生含む）が大学施設を利用した研究活動を行うにあたっては、下記の留意事項を遵守して行うこと</p> <p>(1) 感染防止策の徹底（3密状態の回避）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究室活動におけるミーティング等については、短時間の打合せ等を除き、原則として遠隔で行うこと ・人と人との距離を2m以上確保し、マスクの着用、手洗い・うがい・アルコール消毒の励行すること ・部屋の換気を十分に行い、滞在時間・滞在人数も、研究室単位でルールを定め、必要最小限に留めること（目安：1人あたり4㎡程度以上確保する（例：20㎡の部屋に5人程度まで）） <p>施設利用者の健康状態（出勤前の検温、体調観察[呼吸困難・倦怠感・味覚・嗅覚異常]など）を把握すること</p> <p>（健康状態に異変がある場合は自宅待機とし、来学後に異変がある場合は、責任者に連絡をとり指示を仰ぐこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究室において、複数による食事は避け、オープンなスペースで行うこと <p>(2) 利用施設等の衛生管理と滞在時間の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験機器等の共用機器に関しては、使用前後で消毒を行うこと ・大学施設の利用および継続する滞在時間は、必要最小限に留めること <p>(3) 研究活動等に伴う移動等の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外出張については、感染症危険レベル3の国・地域は禁止、感染症危険レベル2の国・地域は原則禁止とする ・通勤・通学、出張（学外での調査研究等を含む）に伴う移動には、できるだけ公共交通機関の利用を選び、利用する場合は混雑時を避けるなど、万全の感染防止策に努めること。（公共交通機関による長距離・長時間の移動はできるだけ避けること） 		
2	制限 一 中	在宅やオンラインでの研究活動を優先し、大学施設の利用が不可欠な実験研究等および国内外出張等（学外の調査研究等を含む）については、感染拡大防止に関する留意事項を遵守の上、必要最小限の範囲で許可する。海外出張については、原則禁止とする。	<p>教員等（研究員、学部生・大学院生含む）が大学施設を利用した研究活動を行うにあたっては、下記の留意事項を遵守して行うこと</p> <p>(1) 研究室等の大学施設への入退出管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者(研究科長等)のもとに、研究実施単位(研究室等)毎に実施責任者(教員)を定め、WEB管理システムにより、学生を含む施設使用者全員の入退室管理および健康管理を徹底すること ・研究室等における学生・教員等の入退室に関しては、研究室毎にルールを定め、可能な限り分散利用を行うこと ・都市研究プラザ、人工光合成研究センター、複合先端研究機構等の学内研究施設および分析センター、工作技術センター等の共用施設の利用についても上記に準じた管理を行うこと ・本学に所属しない学外研究者・学生等が本学施設を利用する場合、利用施設の管理責任者および実施責任者において、別途、入退室管理および健康管理を行うこと ・学術情報総合センターの利用については、同センターが別途定めるルールに従い、必要最小限の範囲で利用を認める <p>(2) 感染防止策の徹底（3密状態の回避）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究室活動におけるミーティング等については、短時間の打合せ等を除き、原則として遠隔で行うこと ・人と人との距離を2m以上確保し、マスクの着用、手洗い・うがい・アルコール消毒の励行すること ・部屋の換気を十分に行い、滞在時間・滞在人数も、研究室単位でルールを定め、必要最小限に留めること（目安：1人あたり4㎡程度以上確保する（例：20㎡の部屋に5人程度まで）） <p>施設利用者の健康状態（出勤前の検温、体調観察[呼吸困難・倦怠感・味覚・嗅覚異常]など）を把握すること</p> <p>（健康状態に異変がある場合は自宅待機とし、来学後に異変がある場合は、責任者に連絡をとり指示を仰ぐこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究室において、複数による食事は避け、オープンなスペースで行うこと <p>(3) 利用施設等の衛生管理と滞在時間の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験機器等の共用機器に関しては、使用前後で消毒を行うこと ・大学施設の利用および継続する滞在時間は、必要最小限に留めること <p>(4) 教員等（研究員、学部生・大学院生含む）の健康状態の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の健康状態（出勤前の検温、体調観察[呼吸困難・倦怠感・味覚・嗅覚異常]など）を把握し、上記WEB管理システムへ反映させること （健康状態に異変がある場合は自宅待機とし、来学後に異変がある場合は、責任者に連絡をとり指示を仰ぐこと） ・万一感染者が出た場合は、研究科長を通じて、所定の方式により、速やかに企画総務課、研究支援課に報告すること <p>(5) 研究活動等に伴う移動等の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外出張は原則禁止とする ・国内外出張（学外での調査研究等を含む）は必要最小限とし、研究科長に届け出る ・通勤・通学、出張（学外での調査研究等を含む）に伴う移動には、できるだけ公共交通機関の利用を選び、利用する場合は混雑時を避けるなど、万全の感染防止策に努めること。（公共交通機関による長距離・長時間の移動はできるだけ避けること） 		
3	制限 一 大	教員等（研究員、学生含む）の研究活動に伴う大学施設内への立ち入りは（特別許可された例外を除き）原則禁止	<p>教員等（研究員、学部生・大学院生含む）の研究活動に伴う大学施設内への立ち入りは原則禁止</p> <p>以下の場合は、感染拡大防止策を十分講じた上での活動を特別に許可</p> <p>(1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験等</p> <p>(2) 進行中の実験を終了あるいは中断するための活動</p> <p>(3) 現在進行中の実験等で、急に停止することで支障や危険が伴う実験等</p> <p>(4) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持、サーバーの維持等のための一時的立ち入り</p> <p>(5) 研究遂行に必須な書籍・資料等を学情 C や研究室で閲覧・貸出を受けるための短時間の入構</p>		
4	活動停止	大学機能の最低限の維持のために、専攻長など組織代表者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可能です。			